

令和3年度 昭島市立多摩辺中学校

部活動に関わる活動方針

本校における部活動の方針

昭島市教育委員会の方針に則り、本校の生徒にとって望ましいスポーツ環境・文化的環境を構築するという観点に立ち、活動が以下の点を重視して、学校、地域、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 部活動が知・徳・体の「生きる力」を育む学校教育に位置付けられていることを踏まえ、生涯にわたって学び、スポーツや芸術文化を楽しみ、心と体の健康維持・豊かな情操の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長に向けて取り組んでいく。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校は全教員顧問制を採用することで、部活動の指導・運営に係る体制を整備する。

適切な休養日等の設定方針

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、活動時間に関する資料等に基づき以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。また、学校閉庁日には原則として部活動は実施しない。

【活動時間】

- 1 1日の運動時間、創作・演奏時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。準備・片付け・ミーティング及び休憩時間と運動時間を考慮して、生徒の実態にあった活動時間を設定する。
- 2 大会、練習試合、コンクール等の活動時間についても、原則として上記に準じるが、大会やコンクール等の規模や試合日程等に応じて活動時間を延長することがある。その際は、各顧問は生徒の健康管理や安全面の配慮を心がける。

該当する部活動名

本校に設置され、本方針を適用する部活動は以下のとおりである。

- サッカー部 ○女子バレーボール部 ○テニス部 ○陸上競技部 ○剣道部
- 男子バスケットボール部 ○女子バスケットボール部 ○手芸部 ○吹奏楽部 ○美術部